

「札幌市A I 活用試行工事」実施要領（土木工事）

（目的）

第1条 建設現場では技術者不足が深刻化しており、長時間労働の解消が課題となっている。本要領は、A I 技術の活用を通じ、施工の効率化、品質及び安全性の向上を図ることを目的とした工事の試行にあたり必要な事項を定めるものである。

（試行工事の内容）

第2条 受注者が発注者に対してA I 技術の活用に取り組む旨を希望し、評価対象項目を実施した場合、工事成績評定において加点評価を行うものとする。

なお、本試行工事におけるA I 技術活用に関する取り組みとは、画像解析を活用した出来形や進捗の自動判定、センサーやカメラによるリアルタイムの危険検知、あるいは施工記録の自動作成などの取り組みをいう。

（適用対象）

第3条 対象工事は工事成績評定を行うすべての工事を対象とする。

※なお、対象外の工事についてもA I 技術の活用を妨げるものではない。取り組む場合は、第5条（実施方法）2項から5項によることとする。

（評価対象）

第4条 評価対象は次号の全ての条件を満たす提案について、評価の対象とする。

- （1） 工事現場内で行う取り組み（工場制作のみの工事の場合は、工場の取り組みも対象）とする。
- （2） 施工関係、品質関係、安全衛生関係に該当する次のいずれかの取り組み。
 - ① 出来形管理や品質管理、施工方法等において業務の効率化を図る取り組み。
 - ② 土工やコンクリート打設等において、工事目的物の品質を向上させる取り組み。
 - ③ 施工中の安全性を向上させる取り組みや熱中症対策等、作業員の健康管理に関する取り組み。
- （3） 発注者が費用を計上していない取り組み。
- （4） 工事現場として実施が確認できる取り組み。
- （5） 工事目的物の性能や耐久性等に影響しない取り組み

（実施方法）

第5条 対象工事は、特記仕様書に「A I 活用試行工事」であることを記載する。（別紙1）

- 2 契約後、受注者が A I 技術の活用に取り組む場合、第 4 条の評価対象に合致する提案（施工関係、品質関係、安全衛生関係それぞれ 1 件まで）を「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施計画書（説明資料）」（別紙 2）に記載し施工計画書へ添付し工事監督員に提出すること。
- 3 工事監督員は、2 項の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿（別紙 3）により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再提出できる。
- 4 受注者は、3 項で提案した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- 5 受注者は、工事が完成する前までに、工事監督員に「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）（以下、「実施状況」という。）」（別紙 4）を提出する。「実施状況」には、4 項で撮影した写真を添付する。
- 6 工事監督員は、「実施状況」により、3 項で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、「請負工事成績採点表」における評価項目「5 創意工夫 その他」欄にて提案された項目ごとに「施工」「品質」「安全衛生」それぞれ最大（+1.0）の加点を評価する。ただし、適切に実施されていない場合や「実施状況」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は 3 項の提案がない場合には、加点評価は行わない。（減点は行わない。）

（実施結果の報告）

第 7 条 受注者は本要領に基づき A I 試行工事を行った場合、「実施状況」（データ）を kojikansa@city.sapporo.jp に送付すること。

（A I 技術の活用に係る費用）

第 8 条 本要領に基づく A I 技術の活用に係る費用は、受注者が負担するものとする。

（その他）

第 9 条 この要領は、札幌市発注の土木工事に適用する。

- 2 I C T 活用工事において A I 技術を活用した場合は、I C T 活用工事で加点した上で、更に A I 活用試行工事としても工事成績評定で加点評価を行う。
- 3 施工計画書や施工協議簿等の文書作成整理等に A I 技術を活用するような場合は対象外とする。
- 4 品質関係や出来形管理を対象とする場合、従来の品質及び出来形管理を補完または高度化することを目的として A I 技術を活用した場合に評価の対象とする。
- 5 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日以降告示の工事から施行する。
- 2 令和8年3月31日以前告示の工事についても、受注者の提案により本要領に基づく試行を行うことができるものとする。

別紙 1

特記仕様書記載例

この工事は、A I 活用試行工事の対象である。A I 活用試行工事に取り組む場合、取組内容を記載した「実施計画書」を作成し当該工事施工計画書に添付し工事監督員に提出すること。詳細は「札幌市A I 活用試行工事」実施要領（土木工事）を参照すること。

別紙2

(様式 97)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施計画書（説明資料）

工 事 名			/
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

1. 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。
2. 工事特性は、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。
3. 創意工夫等の説明は、①改善・工夫の内容②効果内容(工費・工期)③施工上の留意点等を具体的に記載すること。
4. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。

別紙4

(様式 97)

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

1. 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。
2. 工事特性は、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。
3. 創意工夫等の説明は、①改善・工夫の内容②効果内容(工費・工期)③施工上の留意点等を具体的に記載すること。
4. この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を使用できる。